

令和8年度 環境関連補助制度のお知らせ

ぜひ、ご活用ください。

住宅用エネルギーシステム設置費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

再生可能エネルギーの利用を促進するため、住宅用エネルギーシステムを設置する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



対象

町内で、自ら居住している住宅、または自ら居住するために新築する予定の住宅に住宅用エネルギーシステムを設置する方
※次の①～④に該当する場合は申請できません。
①法人の場合 ②賃貸目的の場合
③太陽光発電システムおよび蓄電システムの増設で申請する場合
④太陽光発電システムおよび蓄電システムが設置済みの中古住宅を購入する場合

申請開始日 4月1日(水)～(申込順)

補助内容
・太陽光発電システム設置：50,000円
・太陽光発電システムとHEMS同時設置：60,000円
・蓄電システム設置：50,000円
・蓄電システムとHEMS同時設置：60,000円

※事前申請が必要 各システム工事着工は、補助金交付決定以降であること。

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送。

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得できます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備導入費用

問合せ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を目的に、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H設備を導入する方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



対象 町内に住所を有し、自らが使用する目的で次世代自動車等を導入する個人の方

申請開始日 4月1日(水)～(申込順)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）へ持参または郵送。

補助内容
・電気自動車：30,000円
・プラグインハイブリッド自動車：30,000円
・V2H設備：30,000円

※事前申請が必要 新車新規登録月日またはV2H設備の設置工事着工は、補助金交付決定以降であること。

※中古自動車、残価設定型ローンおよびリース契約での購入は対象外。

※車検証の所有者または使用者の名義が申請者となり、かつ、使用の本拠の位置が町内であること。V2H設備については、町内で自ら居住する住宅に設置するものであること。

申請書は、環境課窓口または町ホームページで取得できます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



家庭でできるリサイクル

生ごみ処理容器等購入費

問合せ 環境課 廃棄物担当 ☎ (38) 0401

家庭から排出される生ごみを減量化するため、生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を導入した方に、購入費の一部を補助します。



対象 町内に住所を有している方（法人を除く）

補助金額 容器等の購入額の3分の2（消費税分は除く）

生ごみ処理容器

（上限）1基につき4,500円まで

生ごみ処理機

（上限）1基につき20,000円まで

申請開始日 4月1日(水)～(申込順)

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて、環境課窓口（環境センター）まで持参。

※年度内における補助は、1世帯それぞれ1基まで。詳しくはお問合せください。

令和8年4月から こども誰でも通園制度が始まりました

問合せ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当
内線270・277

こども誰でも通園制度とは

こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、1時間単位で保育所等に通園できる新たな制度です。

一時預かり事業（一時保育）との違い

一時預かり事業が「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、「保護者のために預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、「こどもの育ちを応援する」ことが主な目的です。

対象 保育園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）のお子様

実施場所 高野台保育園

利用時間 午前の枠 9時～12時

午後の枠 13時～16時

※1時間単位で利用できます。

※月の利用上限は10時間です。

定員 0歳児：2人 1歳児：2人 2歳児：2人

利用料金 1時間300円

（減免制度もあります）

利用できる日 月～金曜日（土日祝日・年末年始は除く）

利用にあたっては、『こども誰でも通園制度総合支援システム』による登録（認定申請）と保育園での面談手続きが必要です。

詳細についてはこちらをご確認ください（町ホームページ）。



君も青少年相談員になってみませんか？

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当
内線265・279

青少年相談員とは？

埼玉県知事の委嘱を受け、地域のお兄さん・お姉さんとして、こどもたちの健やかな成長を助けるための青少年ボランティアです。

町では、ワークショップなどを通して、こどもたちの身近なお兄さん・お姉さんとして活動しています。

応募資格 令和8年4月1日現在18歳以上39歳以下の方
原則として町内在住・在勤・在学の方

任期 2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
※中途委嘱の場合は、中途委嘱日～令和10年3月31日までとなります

応募方法 子育て支援課までお問合せください。

こどもと関わるのが好きな方大歓迎です！ぜひ皆さまのご参加をお待ちしております！

仲間と学び、考え、杉戸をもっと好きになる。 「すぎと町民大学」第14期生募集

問合せ 社会教育課 社会教育担当
内線482・492

学習期間 5月～令和9年3月（全10回）
月1回程度・原則土曜日午後

開催場所 役場会議室など

対象
・町内在住・在勤の4月1日現在18歳以上の方
・町の課題を解決するアイデアを、仲間と共に形にしたい方

学習内容 杉戸町の課題と魅力の発見、町内フィールドワーク、課題解決ワークショップ、学びの成果発表（アイデア提案）など

定員 20名（申込順）

学費 年間8,000円／人（講座内容により別途実費負担あり。納入方法等につきましては、お申込み後に別途ご案内いたします。）

受付期間 4月13日(月)～5月15日(金)
【24時間受付中】

申込方法 町ホームページ（電子申請）から申込



※社会教育課窓口（役場第1庁舎2階）での受付も可能（平日8時30分～17時15分）